

## 会 議 錄

会議名	令和5年度第1回京田辺市学校教育審議会
日 時	令和5年7月11日(火) 午後5時30分から午後7時15分まで
場 所	京田辺市役所3階305会議室
内 容	<p>1 開会      2 委員の委嘱について      3 教育長あいさつ      4 委員紹介等      5 会長・副会長の選出      6 会議の公開等      7 議事</p> <p>(1) 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について</p> <p>8 その他</p> <p>(1) (仮称) 地域別懇談会の実施について      (2) 令和5年度の市教育委員会における主な取組</p>
出席者	<p>(委員)</p> <p>沖田委員(会長)、河村委員(副会長)、村山委員、奥出委員、佐藤委員、片山委員、鐘築委員、鳴海委員、島谷委員、浅山委員、浦田委員、岩井委員</p> <p>(市教育委員会) 山岡教育長</p> <p>(事務局) 藤本教育部長、上原教育指導監、櫛田副部長、古谷教育総務室担当課長、勝又こども・学校サポート室総括指導主事、田原学校教育課長、西村学校給食課長、吉村教育総務室企画係長、河野教育総務室企画係主任</p>
傍聴者	1人

### ●議事

(1) 京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について

《事務局から資料に基づき説明》

委 員： 学校教育審議会からの中間答申の内容に関し、教育委員会の基本的な方針に反映されていない内容はあるのか。

事務局： 中間答申において短期的に解決すべき課題として整理された内容については、教育委員会の基本的な方針にすべて反映している。一方で、中長期的な課題として、今後、審議を進めることとされているものにつ

いては、この基本的な方針には反映していない。この点については、今後、審議会において審議を進めていただければと考えている。

委 員： 培良中学校の学校選択制度に関し、他校から新しい部活動にだけ参加するということはできるのか。

事務局： 学校を選択するという制度であり、部活動だけ選択するということは考えていない。

会 長： 培良中学校に関しては、少人数ということを生かし、市教育委員会において新たな取組を検討していただいた。この取組に興味がある生徒は、同校に通学できるという制度になっており、学校の特徴を生かしていければと思う。

委 員： スクールカウンセラーの配置時間の増加ということだが、現在、不登校の子どもたちが多いなかで、そういった子どもたちを受け入れるということか。それとも、培良中学校に通っている子どもたちの相談という形でのスクールカウンセラーの配置になるのか。

事務局： 現在、培良中学校に通学している子どもたちとその保護者の方、また、今後、同校に通学される子どもたち等に、不登校の未然防止という意味も含めて、スクールカウンセラーによる相談体制があるということになる。

委 員： こども基本法が施行され、子どもの権利擁護のために子ども等の意見をしっかりと聴取し、さまざまな取組に反映できるようすることとされている。過去の審議会の審議の中で、子どもの意見を取り入れた経過があるか、また、今後、子どもの意見を取り入れることについて議論がなされるのか。

事務局： 中間答申に至る審議経過において、子どもの意見を聞くという取組はなかったが、中学校の校長先生に審議会に出席いただき、学校での子どもの様子や意見等を把握する機会はありました。また、現在、市教育委員会において、教育基本法に規定されている、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することとして事務を進めており、この過程で児童生徒を対象としたアンケート調査を実施している。このアンケートにおいて、子どもたちがどのような学校が良いと考えているのか把握するための項目を設定しており、偏在解消に向けた審議を進

めていただくながで参考にできるのではと考えており、アンケート終了後、集計し報告を行いたいと考えている。このほか、こども基本法では、子どもたちの意見を表明する機会についても触れられており、この点についてもどのように進めていくか検討できればと考えている。

(以上)